

意匠権	判決年月日	令和5年12月4日	担当部	知財高裁第1部
	事件番号	令和5年(行ケ)第10067号		

○ 被告の有する登録商標である本件商標（「5252byO!Oi」の文字等をゴシック体にて書してなる商標）と引用商標（「OIOI」の文字を丸ゴシック体にて書してなる商標等）は類似するとして、本件商標は商標法4条1項11号及び15号に該当しないとして無効審判請求を不成立とした審決を取り消した事例

(事件類型) 審決(無効不成立)取消 (結論) 審決取消

(関連条文) 商標法4条1項11号

(関連する権利番号等) 商標登録第6371693号

(審決) 無効2021-890031号

### 判決要旨

- 1 被告は、「5252byO!Oi」の文字等をゴシック体にて書してなる本件商標(指定商品:第9類「携帯電話機用ストラップ」等、第18類「かばん類等」、第25類「被服」等)の商標権者である。原告は、本件商標につき商標登録無効審判を請求したが、特許庁は、本件商標は商標法4条1項11号及び15号のいずれにも該当しないとして、同審判請求を不成立とする本件審決をした。
- 2 本判決は、本件商標は、引用商標3(「OIOI」の文字を赤色の丸ゴシック体にて書してなる商標)と類似し、指定商品及び役務も類似するとして、商標法4条1項11号に該当すると判断し、本件審決を取り消した。本判決が、本件商標と引用商標3とが類似すると判断した理由の要旨は次のとおりである。
  - (1) 本件商標は、数字、欧文字及び感嘆符を黒色のゴシック体にて同じ大きさ、等しい間隔で一連に横書きしてなるものであるが、「by」という英単語が一般に「by○○○」との用法により「商品や役務の出所が○○○」であることを表す英語の前置詞として我が国において広く用いられ親しまれていること、「by」が小文字で書されていることからして、本件商標は全体として「by」の後の「O!Oi」の部分具有独立して見る者の注意を引くように構成されているといい得る。「5252」の部分は単に数字を羅列するものであって格別の識別力を有しないが、「O!Oi」の部分は視覚的に際立った印象を与え、造語とも図形とも理解できる特徴的なものである。そうすると、「O!Oi」の部分は出所識別標識として強く支配的な印象を与えるといえ、商標全体の出所識別標識としての機能を果たしているから、この部分を本件商標の要部として抽出し、他人の商標と比較して商標の類否を判断することが許される。
  - (2) 本件要部と引用商標3から生じる観念は同一とはいえないが、両者から生じる称呼は、厳密には異なるものの、多くの音を共通にしており、相応に類似している。両者

の外観は、いずれも1本の縦線又は1本の縦線とその延長線上にある点により構成される点において形状が類似し、各文字の字間を含めた配列も近似しているから、子細にみると異なる部分はあるが、時と場所とを異にする隔離的観察の下では、互いに相紛らわしいといえる。

以上のほか、本件商標の指定商品等の取引の実情も踏まえて全体的に考察すると、本件商標は、引用商標3に類似する商標と認められる。